

No	07	所管	外務省	法人名	国際協力機構
----	----	----	-----	-----	--------

## 1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	中期目標管理型の法人とする。	1	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が第186回通常国会において、平成26年6月6日成立、6月13日公布。	-
02	本法人と国際交流基金、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構の海外事務所は、事業の連携強化等を図るため、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意し、共用化又は近接化を進める。	2	・外務省・経済産業省・国土交通省による「国際業務型独立行政法人の海外事務所の機能的な統合について 最終とりまとめ」(平成24年9月)の趣旨に添い、共用化又は近接化を進めている。 ・具体的には、各拠点の契約更新や移転等を検討するに際し、共用化又は近接化に向けた検討や物件調査を行っている。(2014年6月には、パリにおいてJICAが移転し、現行物件の契約終期の遅い日本貿易振興機構(JETRO)と近接化した。)	・引き続き各拠点の契約更新や移転等を検討するに際し、共用化又は近接化に向けた検討や物件調査を行う。 ・平成26年中を目途に、ハノイにおいてJICAがJETRO及び国際交流基金(JF)と徒歩圏内となる物件への移転を行い、近接化を図る予定。
03	政府開発援助の事業が適正かつより効果的に実施されるよう、本部だけでなく海外事務所においても、法令遵守体制を更に強化する。	2	・昨年度において、海外拠点の法令遵守体制を強化すべく、各拠点の抱えるリスクの洗い出し、分析を行うとともに、現地職員向けコンプライアンス講座を開催した(34拠点、265名が参加)。また、コンプライアンス態勢確認調査(2拠点)を実施し、当該拠点における法令遵守体制の強化のための指導助言を行った。 ・さらに経理業務については、海外拠点の会計、経理業務に関連したリスクの洗い出し、分析結果を取りまとめ、拠点毎に点検、確認を依頼するとともに、海外の43拠点に対して経理指導調査団等による経理指導を実施した。また、海外拠点に赴任する内部関係者向けの会計、経理に関する研修を10回実施し、会計、経理に関する法令遵守について指導した。	平成26年度も継続して海外拠点の法令遵守体制の強化に取り組む。
04	研修施設の更なる利用促進に向けた取組を行い、稼働率の向上を図る。	2	地域における国際協力の結節点としての機能を強化し、民間企業、NGO、地方自治体、大学等の多様なパートナーとの連携を促進している。この結果、国内拠点の施設の利用者数が増加し、国内拠点の平成25年度の利用者実績は、前年度を約10%上回った。	各国内拠点の地域特性を踏まえた施設の効果的・効率的な利用促進を強化する。利用者数の傾向について引き続きモニタリングを行う。

## 2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
05	保有施設について、その必要性を不断に見直すとともに、更なる利用促進に向けた取組を実施し、施設の稼働率の向上を図る。	2	地域における国際協力の結節点としての機能を強化し、民間企業、NGO、地方自治体、大学等の多様なパートナーとの連携を促進し、国内拠点の施設の利用者数の増加を図っている。国内拠点の施設の利活用状況については、外部専門家による第三者検証を実施した。	各国内拠点の地域特性を踏まえた効果的・効率的な利用促進を強化する。施設の利活用状況、利用者数の傾向について引き続き、第三者検証および定量的なモニタリングを行う。
06	自己収入の拡大を図るため、類似の民間施設の利用料金や当該施設の一般利用料金との比較等により定期的に料金体系を検証し、必要な措置を講ずる。	-	JICAが国内に有する研修施設は、JICA機構法第13条1項に基づき、政府開発援助(ODA)の一環として、開発途上国の行政官・技術者等に対して、技術研修を行うための施設であり、研修施設を使って自己収入の拡大を図るための措置を講ずることは困難。JICAが実施する国民参加型事業等に参加する市民等から使用料を徴取しているケースもあるが、こうしたケースは研修施設利用という観点からはあくまでも付随的なものであり、自己収入の拡大を図ることは困難。	-
07	施設管理・運営について、PFI、市場化テスト、民間委託の更なる活用等により、管理・運営コストの低減を図る。	2	国内拠点施設の運営管理における市場化テスト導入に関し、平成25年度にはJICA横浜センターで実施した。	平成26年度以降、JICA東京センター、JICA筑波センターで市場化テストを実施する。
08	一層の業務の効率的な運営等を図るため、中期目標等において、成果を的確に把握できる定量的な目標を設定する。	3	国内拠点の施設毎の利用者数について、業務実績評価において、定期的に報告している。	国内拠点施設の利用者数について、次期中期計画の定量的目標等として設定し、定期的にモニタリングすることを検討する。
09	不正受給、不正使用を防ぐため、交付後の調査を的確に実施するとともに、受給団体の法令遵守体制の確保のためガバナンス強化の支援に努める。	2	次年度助成金交付にかかる事前調査を毎年実施している。同調査では、交付(6月)後、助成金申請の対象事業に係る3か年計画及び次年度申請内容について協議を実施(9月~12月)。その中で、不正受給、不正使用がないことを確認している。	引き続き、先の取組を実施する。
10	不正受給、不正使用を行った場合に一定期間申請資格を停止するなどの制裁措置の導入を図る。	1	制裁措置については、以下の内部規程に記載済。 「移住者の団体に対する助成金交付基準」第13条(助成金の交付決定の取り消し) 「移住者の団体に対する助成金交付基準」第14条(助成金の返還) 「移住者の団体に対する助成金交付要領(執務要領)」第8条(加算金及び延滞金)	措置済み

11	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金等適正化法」という。）が適用又は準用される補助金・助成金等について、不正の手段により補助金等の交付を受け、又は他の用途への使用をした者には、交付の取消や返還命令が行われ、また場合によっては刑事罰が課されることを補助金等申請のためのパンフレット等に記載し周知する。	2	指摘事項については、JICAが実施している助成金交付事業の事業対象者は基本的に継続申請・交付している団体のみとなることから、以下の内部規程及び交付決定通知書（様式）に記載済。 「移住者の団体に対する助成金交付基準」第13条（助成金の交付決定の取り消し） 「移住者の団体に対する助成金交付基準」第14条（助成金の返還） 「移住者の団体に対する助成金交付要領（執務要領）」第8条（加算金及び延滞金） 「移住者の団体に対する助成金交付要領（執務要領）」様式第2号（助成金交付決定通知書）	平成26年度交付については申請書を作成するための「手引き」においても記載予定（現在、改訂中）。
----	---	---	--	---

### 3. その他

	講ずべき措置	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
12	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	2	効果的かつ効率的な業務運営のため、各海外事務所において、国際交流基金、国際観光振興機構、日本貿易振興機構の海外事務所との会議室の共同利用等の取組を通じて、法人間の業務実施の連携を強化している。	引き続き、業務実施の連携強化を図るとともに、他法人との共同調達や間接業務の共同実施の可能性について検討する。
13	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託等を含めた自主的な業務改善を図る。	2	平成25年3月に理事長を委員長とする「業務改善推進委員会」を機構内に設け、理事長主導で社内横断的に業務改善を進めた。事務・事業のフロー等の分析を行い、事業の質の向上と迅速化を図るための計画を策定した上で、抜本的な合理化・簡素化を進めている。この中で戦略性を強化する対象プログラム（「強化プログラム」）の導入等事業の選択と集中に向けた施策を実施すると共に、技術協力事業の計画策定や実施管理手順の変更、国内出張に係るバック商品等チケット手配業務のアウトソーシング化等を実施した。	平成26年度についても引き続き、「業務改善推進委員会」で策定した、事業の質の向上と迅速化を図るための計画に基づき、業務改善に取り組む。